

広島市条例第31号

令和8年4月24日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の表第6条の2の項中「第6条の2」を「第6条の2第1号」に改め、同項の次に次のように加える。

第6条の2第2号	第29条の7第1項 第2号	附則第4条の規定により読み替えられた令第29条の7第1項第2号
第6条の2第3号	第29条の7第1項 第3号	附則第4条の規定により読み替えられた令第29条の7第1項第3号
第6条の2第4号	第29条の7第1項 第4号	附則第4条の規定により読み替えられた令第29条の7第1項第4号

附則第4条の表第6条の3第1号イの項中

という。)及び	という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに	を
---------	--	---

という。)、	という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、	に改め、同表第
及び	並びに	

6条の3第2号イの項中

後期高齢者支援金等 及び	を	「後期高齢者支援金等、介護納付金及び	に、「並びに」
-----------------	---	--------------------	---------

を「、介護納付金並びに」に改め、同表第10条の6の2第2号ア及び第10条の7第2号アの項中「及び第10条の7第2号ア」を「、第10条の7第2号ア及び第11条第2号ア」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第4条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料につ

いて適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。